別記第十六号様式(在外投票人証再交付申請書及び領事官の付す書類の様式)(第十五条関係)

表

在外投票人証再交付申請書（兼記載事項変更届出書）

次の事由が生じたことを誓い、日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第22条第１項の規定により、在外投票人証の再交付を申請します。

何年何月何日

都（道府県）郡（市）（区）町（村）　選挙管理委員会委員長　あて

□ａ　在外投票人証を亡失し、又は滅失した。（例　紛失した場合）

□ｂ　在外投票人証を汚損し、又は破損した。（例　汚した場合）

□ｃ　在外投票人証を交付した選挙管理委員会の名称の変更があった。

フリガナ			生　年　月　日	性　別
氏　　名	姓	名	年　　月　　日	□男　□女
署　　名 (必ず自署)				
在外投票人証の記載事項の変更	□　無　□　有			
交付の方法 ※通常は、選挙管理委員会から郵送等で送付	□　領事官経由での交付を希望			

注　意

1　「氏名」欄には、戸籍簿に記載された氏名（氏名を変更した場合は新氏名）を正確に書いてください。

2　「署名」欄は、必ず自分で書いてください。

3　上記ｂ又はｃの理由により在外投票人証の再交付を申請する場合は、当該汚損（破損）した在外投票人証又は変更前の選挙管理委員会の名称の記載のある在外投票人証を併せて提出してください。

4　在外投票人証の記載事項に変更があったことを併せて届け出る場合には、「在外投票人証の記載事項の変更」欄の「有」の□にレをつけ、裏面の「本籍」欄、「変更が生じた年月日」欄及び「変更があった事項」欄に記入してください。

5　「交付の方法」欄には、再交付される在外投票人証について、郵便事情等により選挙管理委員会から郵便で交付を受けることが困難な場合で、本届出書を提出した領事官から直接に又は領事官からの送付によって受け取ることを希望する場合に□にレをつけてください。

裏

日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第21条第2項の規定により、在外投票人証の記載事項に変更があったことを下記のとおり届け出ます。

本　　籍	
変更が生じた年月日	年　　月　　日

変更があった事項

□ 住所	新　住　所 （外国語表記） （選挙管理委員会から投票用紙等を送付する際にそのまま転写して宛名として使用しますので、国名を含め正確に枠内に書いてください。また、＿＿の上には、氏名を忘れずに書いてください。）		Name Address
	新　住　所 （カタカナ表記）	国	□ 州　□ 県　□ 市 □ 省　□ 郡
□ 氏名	フリガナ		
	旧氏名	姓	名
□ 住所以外の送付先	□ 新たに在留届の緊急連絡先を「住所以外の送付先」欄に記載（在留届の緊急連絡先において選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受領） □ 在留届の緊急連絡先を変更したことに伴い、「住所以外の送付先」欄の記載を変更 □ 「住所以外の送付先」欄の記載を抹消（住所において選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受領）		
	新たな住所以外の送付先 ＜在留届の緊急連絡先＞ （外国語表記） （選挙管理委員会から投票用紙等を送付する際にそのまま転写して宛名として使用しますので、国名を含め正確に枠内に書いてください。また、＿＿の上には、氏名を忘れずに書いてください。）		Name Address

注　意

1　「変更があった事項」欄は、該当する□にレをつけてください。
2　「新住所（外国語表記）」欄及び「新たな住所以外の送付先」欄は、当該地域内の郵便等において通常用いられている外国語文字で書いてください。ただし、国名については英語（漢字表記が一般的な国・地域においては漢字）で書いてください。
3　「新住所（カタカナ表記）」欄は、新住所の属する行政区域名をカタカナ（漢字表記が一般的な国・地域においては漢字）で書き、該当する□にレをつけてください。
4　投票用紙等の受領先を住所から在留届の緊急連絡先へ変更する場合は、「住所以外の送付先」欄の「新たに在留届の緊急連絡先を「住所以外の送付先」欄に記載」の□にレをつけ、「新たな住所以外の送付先」欄に在留届の緊急連絡先を書いてください。
5　在外投票人証の「住所以外の送付先」欄に在留届の緊急連絡先が記載されている場合において、在留届の緊急連絡先を変更した場合は、「住所以外の送付先」欄の「在留届の緊急連絡先を変更したことに伴い、「住所以外の送付先」欄の記載を変更」欄の□にレをつけ、「新たな住所以外の送付先」欄に在外公館に届け出た変更後の在留届の緊急連絡先を書いてください。
6　投票用紙等の受領先を在留届の緊急連絡先から住所へ変更する場合は、「住所以外の送付先」欄の「「住所以外の送付先」欄の記載を抹消」の□にレをつけてください。

何年何月何日

上記のとおり申請があり、これを受け付けたので、送付します。

都（道府県）郡（市）（区）町（村）　選挙管理委員会委員長　あて

領事官　在何日本国大使（在何日本国総領事）
（何領事（出張駐在官）事務所）　省公略印